

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第 10 条並びに第 25 条の規定に基づき、本会役員等（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員等とは、以下の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員（本会評議員選任・解任委員会運営細則）

3 定款に定めのない以下の役員等以外についても本規程を準用する。

- (1) 第三者委員（本会福祉サービス苦情解決処理規程）
- (2) 心配ごと相談員（本会心配ごと相談所運営規程）

(報酬)

第 2 条 役員等に別表 1 に掲げる報酬を支給する。

2 年額で定められている役員等が年度の途中で就退任した場合は、月割り計算した額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が招集に応じ会議等に参加したときは、別表 2 の費用弁償を支給する。ただし、昭和村職員の職を兼ねる役員等には、支給しない。

2 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、別に定める旅費規程による。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

別表 1 (報酬)

役員名	区分	報酬額
会長	非常勤	年額 171,000 円
心配ごと相談員	非常勤	日額 2,000 円

別表 2 (費用弁償)

日当	通勤キロ程による加給額			
	8 km未満	8 km以上 12 km未満	12 km以上 16 km未満	16 km以上
1,000 円	400 円	500 円	700 円	800 円